

財務省告示第三百七号

税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）第二条第一項第二号の規定に基づき、税関関係手数料令第二条第一項第二号に規定する電子情報処理組織を使用することができる者を定める件（平成十六年三月財務省告示第百八十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十年十月十日

財務大臣臨時代理

国務大臣 与謝野 馨

本則中「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律」を「電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律」に改める。